

児童手当が家計消費に与えた影響の分析

51-228067 水野 大

要旨

本稿では、児童手当が家計の消費意思決定にどのような影響を与えるかを分析した。

児童手当は、制定当初から様々な変遷を経て現在は少子化対策、子どもへの教育投資の促進を主眼として実施されていると考えられる。本稿では、児童手当の教育投資推進効果に着目して児童手当が家計の消費全般、教育投資にどのような影響を与えるかを分析した。その結果、児童手当は教育投資を促進するとともに、高所得世帯においては貯蓄を増やす効果が存在することが示された。これらは、昨今の法改正で決定された児童手当に対する資力制限の強化を部分的に支持するものであると考えられる。本研究が種々の先行研究と異なるのは、①パネルデータを用いた分析を行なった、②追加的なデータを用いて教育投資の内訳をより細かく分析した、③資力制限の影響を分析した点である。

<はじめに>

本稿では、子ども手当が家計の消費意思決定にどのような影響を与えるかを分析した。

児童手当とは、1971年に制定された児童手当法に基づく制度であり、子供のいる家計に対する現金支給策である。児童手当法第1条には、「家庭における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること」と明記されている。本稿の目的は、児童手当がどのように支出されるかを分析することで、現行の児童手当政策は政策目的を達成できているのかを評価することである。

子ども手当制度の前身となる児童手当制度は、初期の1970年代には多子・低所得者層への再分配政策としての側面が強く、社会福祉制度に近い位置づけであったと言われている。それが、1985年以降の複数の改正で、第一子から支給の対象となり、子育て世代の多くが受給対象となった。そうした経緯を経て、児童手当は若年子育て世帯への「世代間の再配分」政策としてその性質を変容させていった。2009年に民主党が政権交代を果たした際には、児童手当に代わる「子ども手当」を政策の目玉にすえ、従来の所得制限を撤廃するなどして非常に予算規模の大きな政策となった。しかしながら民主党政権は長続きせず、2012年には従来の形式に近い児童手当が復活し、現在まで至っている。2021年5月21日には、児童手当の特例給付を廃止する改正児童手当関連法が成立し、2022年12月から世帯主の年収が1200万円以上の場合、従来の一律5000円の特例給付が受け取れないことになった。

本稿では、先行研究に則り児童手当が家計の消費に与える効果を、二つの理論的仮説に基づいて検証する。一つは、児童手当を「家計の追加的な所得」とみなす習慣形成仮説である。二つ目は、給付主体がある特定の目的の下で、家計に現金を支給することで、家計は法律の趣旨に従ってそれらを消費するようになるというラベリング仮説である。上記二つの仮説に基づいてその上で計量的な分析を行い、児童手当が家計の支出に与えた効果を分析することになる。

これまでの日本においては、失業率や平均所得といった、個々の経済主体の行動や属性を都道府県や国の単位で集計した横断面データや時系列データが実証研究において用いられることが多く、マイクロ・パネルデータを用いた実証研究を行うことが難しかった。本研究においては、これまでの研究とは異なり、マイクロ・パネルデータを用いて児童手当政策が家計の消費意思決定にどのような影響を与えるかを分析している。また、多くの研究は、児童手当のような現金給付政策が、出生率にどのような影響を与えたかを分析しており、家計の消費行動に着目した分析をしている研究は少ない。

本研究の結果、児童手当は家計全体の教育費を除いた支出総額に影響を与えず、貯蓄にも影響を与えないことが判明した。また、支出額のうち特に教育費に着目した分析では、児童手当の給付が、学習塾、スポーツ系の習い事、芸術・文化的な教育機会への追加的な教育支出額を増やす効果が存在することがわかった。一方、義務教育、高等教育に対する学費には影響を与えなかった。また、分析対象を高所得者層に限定した分析では、児童手当は教育関連費用の支出には影響を与えるとともに、貯蓄を変化させる効果が見られた。一方、低所得

者層を対象とした分析では、児童手当の給付は家計全体の教育費以外の支出総額に影響を与えず、貯蓄にも影響を与えなかったが、学習塾などの追加的な教育支出額を増やす効果が存在することがわかった。

近年、児童手当の給付に際して所得制限を設けることが積極的に議論されているが、本稿の結論は一定程度それを支持するものとなった。

<現実の政策や制度について>

まず、現行の児童手当制度の趣旨、背景について概観しようと思う。日本の子ども手当制度では、多くの国同様、子供の人数と年齢に基づいて、ミーンズテストが行われ、現金が給付されることになっている。現行の児童手当制度は、0歳から中学生までを対象としており、0歳～3歳未満には月額一律15,000円、3歳～小学校修了前までの第一子、第二子には月額10,000円、第三子以降には月額15,000円、中学生には月額10,000円が支給されることになっている。また、扶養親族等の数に応じて所得制限が設けられており、手当を受けるものの所得が所得限度額以上の場合には、特例給付として児童一人につき月額5,000円が支給されることになっている。令和二年度には16百万人の児童を対象に、合計約1兆5000億円の手当が支給されている。現行の児童手当制度の制度趣旨としては、児童手当法に「家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」と書かれている。この文言は制定以来変わっていない。

次に、児童手当制度の歴史とその変遷を追いつつ、児童手当政策の政策目的についてより詳細に検討しようと思う。

国内で児童手当制度について本格的な検討が始まったのは1960年代に入ってからである。1961年6月には、中央児童福祉審議会児童手当部会による「児童手当制度について」と題する、内外事情の調査分析資料が出され、これが現代の児童手当のあり方に対する理論的な枠組みを提供している。江口(2011)によると、この資料では、児童手当のあり方について以下の四つの考え方が示されているとみることができる。

1 児童福祉の観点を中心とする考え方(児童育成説)

児童の保護育成に重点を置いて、生計費として児童手当を給付するという考え方。防貧機能によっても貧困を免れない層に最低限の生活を保障する救貧機能を重視。

2 社会保障の観点を中心とする考え方(多子保健説)

多子を貧困の原因と捉え、社会保険方式によって、最低養育費として児童手当を支給するという考え方。貧困に陥ることを未然に防ぐ防貧機能を重視。

3 賃金体系見直しの観点を中心とする考え方(賃金体系見直し説)

賃金の中の家族給付相当額を児童手当として労働者に配分するという考え方。

4 所得格差是正と人間能力開発の観点を中心とする考え方(生産力確保説)

所得格差及び人間能力開発を通して将来の労働力を確保するという目的のもと、児童手当を給付するという考え方。

以下では、児童手当がどのような理論的背景のもと改正されていったかを、時系列順に紹介する。

(1)多子保険說的立場に立った児童手当

1968年12月には厚生大臣の私的諮問機関である児童手当懇談会が具体的な制度案をまとめた。懇談会案では、被用者については拋出製、自営業者、農業者については無拋出性とする案などが出されたが、1970年に出された最終的な政府案では、義務教育終了前の第3子を対象とし、三千円を支給することとなった。それに加え、所得制限を設け、被用者に対する手当の財源は事業主が10分の7、国10分の2、都道府県・市町村各10分の0.5とし、非被用者に対する財源は国が6分の4、都道府県・市町村各6分の1とした。この制度の理論的性格は、折衷的なものであり、拋出制かつ第3子以降を対象にすることから多子保険說的立場(=防貧機能を重視)を基本的背景としつつ、当時の児童一人当たり平均養育費の半額である三千円の給付を維持したという点では、児童育成說的観点(救貧機能を重視)を取り入れている。

(2)児童育成說的立場に立った児童手当

1971年の5月には児童手当法が成立し、18歳未満の児童が三人以上いる場合に、義務教育終了前の第3子以降1人につき、月3000円の児童手当が支給されることになった。その後児童手当の支給対象は段階的に引き上げられ、支給金額も拡大した。低所得者層に限っては、81年には7000円まで引き上げられた。この支給最低額引き上げ政策は、児童手当の性格が防貧的なものから救貧的なものに変化していったことを示している。当初の児童手当が元々最低生活費+ α に設定されていたのであれば、加算は必要ないはずだからである。

(3)生産力確保說的立場に立った児童手当

1980年代には、国家財政の逼迫を原因として、行政関連特例法に基づく特例措置として、所得制限を強化するとともに、被用者・公務員については、全額事業主の負担によって、上記所得制限の基準を満たす世帯に対し児童手当と同じ内容の特例給付を行う仕組みが導入された。続く1984年には、児童手当の支給対象が第3子以上の現行の制度では、「高齢者の社会的扶養を支える児童の扶養が社会的に支援されない」、つまり少子化対策的な視点から児童手当の支給対象を第1子もしくは第2子からにすべきではないかとの意見が中央児童福祉審議会から出された。これを受け翌85年には、支給対象を第2子からに拡大しつつ、支給期間を中学生までから小学校入学前までに短縮し、給付の重点化的政策が実施された。その後出生率の著しい低下の影響を受けて、90年には支給対象を第一子に拡大しつつ支給期間を3歳未満に短縮すること、また手当額を第1子及び第2子5000円、第3子以降10,000円に引き上げる内容の改正が行われた。これらの1980年代の一連の改革は、生産力確保說的な背景から行われたといえる。ただ、この一連の改革の背景にあるのは、将来の労

働力の確保というよりは社会保障制度を維持し、その枠内における世代間扶養を目的として行われたという点では、部分的に生産力確保説の立場に立った施策であるといえる。

(4)少子化対策としての児童手当

1999年12月に新エンゼルプランが制定され、少子化対策が本格的に始まると、翌年には、児童手当の支給期間を3歳からに延長する改正が行われた。それでもなお少子化の進行には歯止めがかからず、2003年には少子化対策基本法及び次世代育成支援対策推進法が成立する。その翌年には、支給期間を義務教育就学前から小学校3年までに延長する改正が行われた。さらに2006年には、支給機関の小学校6年修了前までの延長と、所得制限の緩和が行われ、手当の支給率は概ね90%まで引き上げられた。このように、2000年以降の改正では、児童手当は少子化対策としての性格を強めることとなった。

(5)民主党の子ども手当

民主党は2009年に政権を奪取すると、中学生以下の全ての子どもに一律2万6千円の手当を支給するとした。これは金額の高さのみならず所得制限がないという点で非常に画期的な政策であった。しかし、実際の制度に目を向けると、民主党の子ども手当は、財源的理由から1万3000円まで減額されて支給された。この子ども手当の政策目的に目を向けると、その意図が不明瞭な部分が多々ある。民主党のマニフェスト2009の中では、児童手当の政策目的として「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」とこと、「子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を作る」ことを挙げている。しかし、これは抽象的すぎて、なぜ2万6千円という額を支給することにしたのか、なぜ所得制限を撤廃したのかといった理由に答えていない。ただ、大まかにみると、少子化対策という2000年代以降の児童手当の政策目的自体は踏襲しているということはあるだろう。また、「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という文言からは、児童手当によって、児童への教育投資を促進するという意味での、生産力確保説的な立場は一貫して維持されていることもわかる。

(6)現在の児童手当

2012年の暮れに野田内閣が総辞職し、安倍内閣が発足し、自民・公明両党が再び政権を担うことになった。それに伴い、民主党政権時代の子ども手当は廃止となり、所得制限などを伴う従来の児童手当が復活した。

現在の児童手当は、0～3歳未満には月額1万5千円、3歳～小学生には月額1万円、同年代の第三子以降には月額1万5千円、中学生には月額1万円が支給される制度である。所得制限も設けられており、父母どちらかの所得が960万以上の世帯には特例給付として5千円が支給される。2022年10月には所得制限に関する規定が改正され、所得が1200万以上ある世帯に対する特例給付が廃止されることになった。所得制限が強化されることとな

ったが、依然としてその政策目的の中心的な部分は少子化対策にあるといえるだろう。ただ、現在の内閣府の児童手当のページを見ると、「児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。」と書かれている。この文言からみるに、児童手当には、生産力確保的な意味合いもいまだに期待されていると考えられる。

まとめると、制定当初の児童手当は、多子家庭における防貧的な機能を重視したものであったが、徐々にその目的は救貧、生産力確保に移っていき、2000 年台には少子化対策としての役割が期待されるようになったといえる。現行の児童手当の主たる政策目的は少子化対策であるが、教育投資を促進することによる生産力確保的な意味合いも未だに期待されていると考えられる。しかし、現在の児童手当が少子化対策としての役割を達成できているかどうかは甚だ疑問である。現にここ 20 年、日本の出生率は落ち続け、人口減少に歯止めがかからない状況である。一方で、児童手当が子どもへの教育投資を促進しているかどうかは、これまであまり研究テーマにされることがなかった問題である。本研究では、そこに焦点を当て、実証研究を行なっていくことになる。

<リサーチ・クエスチョンの提示>

本稿の目的は、児童手当の政策目的の一つである「子供への教育投資の促進」が実際に達成されているかどうかを検証することである。具体的には、児童手当が家計の消費行動に与えた影響を、マイクロパネルデータを用いて検証することで政策効果を検証する。しかし、習慣形成仮説に基づくと、児童手当は家計の年間所得と比べたときに支給額が少額であることもあり、家計の消費全体レベルには大きな影響を及ぼさないと考えられる。一方で、ラベリング仮説に基づくと、家計の支出を項目レベルまで細分化したときに、教育費に対する支出には影響を与えている可能性が考えられる。本稿では、被説明変数を、教育費を除いた支出、貯蓄、教育支出の三つに分けて、児童手当が与えた影響を分析していく。

また、データセットをサンプル全体、高所得層、低所得層の三つに分けることで、それぞれの所得帯における家計の消費行動を比較し、近年議論となっている、児童手当に対する資力制限の是非も検証したい。

<先行研究の概要（サーベイ結果の紹介）>

家計の、児童に対する意思決定を理論的に分析した先駆的研究として、Becker and Lewis(1973)の子供の量と質に関するトレードオフに関するモデルが存在する。

ベッカーのモデルでは、家計の効用関数を以下のように定める。

$$U(n, q, z) - \textcircled{1}$$

ここで、 n は子供の数、 q は子供の質、 z は一般的な消費財の消費である。この設定のもと

で、家計の予算制約は次のように表される。

$$I = \pi n q + \pi_z z - \textcircled{2}$$

ここで、 π は子供に対する投資財の価格、 π_z は消費財の価格である。

一階条件は、以下の通りである。

$$MU_n = \lambda q \pi = \lambda p_n, MU_q = \lambda n \pi = \lambda p_q, MU_z = \lambda \pi_z = \lambda p_z - \textcircled{3}$$

MUは限界効用、 p は限界費用もしくはシャドープライス、 λ は貨幣収入の限界費用である。

このことから、子供の数と質はトレードオフの関係にあることがわかる。すなわち、子供を一人増やすことの限界費用は πq であり、子供に投資する金額 q が増えるにつれて、限界費用も大きくなる。同じことは子供に対する投資を増やす場合にもいえる。ベッカーらは、子供の量に対する所得弾力性は、質に対する所得弾力性よりもはるかに低いという仮定をおいている。また、子供の数 n 、質 q 、消費財 z は正常財であると仮定する。

児童手当のような、追加的な金銭給付が出生率や子供に対する教育投資にどのような影響を与えるかを分析した研究では、このモデルを前提において分析しているものが散見される。実際に、児童手当が家庭の育児に関する意思決定に与えた影響を分析する論文は、さまざまな地域を対象として数多く存在する。しかし世界で行われている多くの研究は、児童手当に類似した現金給付政策が主として出生率に与えた影響を見ているものが大半であり、それらが平常的な支出、教育支出に与えた影響を検証した論文の数は少ない。

追加的な金銭給付が出生率に与えた影響を分析した論文の例として、Milligan(2005)や Riphahn and Wijnck(2017)、Cohen, Dehejia and Romanov(2013)などが挙げられる。これらの研究では、それぞれカナダ、ドイツ、イスラエルの出生時給付金の制度変化を分析して、児童手当が出生率に対して正の影響を与えていると結論づけている。これらの研究は、子供の数や世帯所得で対象を分けて分析しており、結論としては、どこの国においても給付額が増えるほど出生率も上がるという結果が得られているようである。

一方で、現金給付の効果を否定する研究も存在する。Baughman and Dickert-Colin(2009)では、アメリカの勤労所得税額控除(EITC)を対象として、それが出生率に与えた影響を分析している。EITCは、いわゆる給付付き税額控除の一種で、子どもの人数、所得に応じて給付や税控除等によって家庭の負担を減らす支援策である。一般的に、アメリカは州の自律性が高く、本研究においても、州ごとの EITC 改革の差を利用した DiD 分析が行われていた。結果としては、EITCは、白人女性の出産をごくわずかに減少させる効果しかなかった、ということである。

上記では、現金給付政策、特に児童手当が出生率等に与えた影響を分析した論文を見てきた。以下では、本研究が対象としている、児童手当が子供への教育投資に与えた影響を分析している研究を紹介しようと思う。児童手当が家計の支出をどのように変化させたかを分析する研究は、少数ではあるが存在する。

宇南山(2011)は、児童手当が家計消費に与えた影響を分析している。この論文では、ライフサイクル仮説を理論的な基礎に置き、生涯収入に対して著しく小さい額の児童手当が家

計の消費行動に変化をもたらさないことを、総務省が公表している「家計調査」の個票データを用いて推計している。結果として、児童手当の予想支給額のうち、毎年消費されるのは児童手当の予想支給額の1%~3%であり、大部分が貯蓄されるという、理論モデルと整合的な結果が得られていることが判明している。また、同じことを家計の金融資産の額の増減からも把握しており、児童手当の消費性向が低いということに対するより強い証拠を得ている。また、消費の内訳ごとについても分析を行っており、児童手当が特定の消費項目に影響を与えている証拠はないとしている。一方で、流動性制約に直面している家庭では、児童手当は消費を増加させている可能性があるとしている。この研究では、総務省が実施する「家計調査」が分析に用いられているが、これらのデータは、世帯ごとの調査ではあるがパネルデータではなく、調査対象地域は一年ごとに変わり、調査世帯は、二人以上の世帯については6か月、単身世帯については3か月継続して調査され、順次、調査対象地域の中から新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。宇南山(2011)では、こうしたデータを用いて推定を行っているため、観察することのできない時間効果や固定効果の影響を除けていない可能性が存在する。また、児童手当受取額も世帯人数からシミュレートして算出しているため、現実のデータを用いているわけではないことに留意する必要がある。

小林(2011)でも同様に児童手当が家計消費に与える影響を分析している。この研究では、日本の家計のパネルデータを用いて、児童手当の受取が家計の食費と教育費支出に与える影響を推定している。家計の食費に関しては、OLSの推定では有意にでており、児童手当の支給によって3~23%程度エンゲルシェアが減少している結果になっている。一方、教育費に関しては、児童手当支給額の実績値を用いたデータの推定では有意な結果が出ていない。これらの問題は、データの制約によって生じているものだと考えられる。小林(2011)と本研究で用いているデータは同じであるが、小林(2011)で用いているデータは調査開始初期のデータであり、調査項目に不十分なところがある。実際に質問票を見ると、「日本家計パネル調査」で得られる教育関連支出に関するデータは、「一ヶ月の間に世帯全体で支出された教育費」のデータであり、児童手当の支給対象となっている年代の子供に対する支出額のみならず、高校生、大学生、さらには大人も含めた世帯全体の教育費支出額がどのくらいであったか、を問われているのである。本研究ではデータ調査の進展の恩恵を受けて、児童手当支給対象の年代の子供に対する教育費支出の内訳を入手することが可能になっているため、それを用いて分析を行っている。

また、先行研究には子育て支援による現金給付政策で、「ラベリング効果」が存在することを指摘した研究が存在する。「ラベリング効果」とは、給付主体がある特定の目的、(ここでは「児童手当」)の下で、家計に現金を支給することで、家計は法律の趣旨に従ってそれらを消費するようになる、という効果である。この効果を実証した研究として、Lundberg, Pollal and Wales (1997)が存在する。Pollal and Wales (1997)では、イギリスで児童手当を妻に支給したところ、夫の被服に対する支出が減少し、子供と妻の被服に対する支出が増加したことが報告されている。これは、「合理的な家計」の想定の下では起こり得ないことであ

る。

<前提となる「理論モデル」の説明>

(1) 習慣形成仮説

本稿では、習慣形成仮説に基づいて代表的家計の効用関数を構築する。習慣形成仮説とは、過去も消費水準が現在の消費から得られる効用に影響を与える、という仮定である。教育投資などは、まさにこの形の効用関数を用いて分析するのに適していると考えられる。人的資本蓄積の観点からみると、過去の教育投資は、子供の学習成績の変化を通して、現在の教育投資の水準に影響を与えうると考えられるからである。

具体例を示すために、下記のような無限期間の効用関数を考える。

$$\max U = \sum_{t=0}^T v_t(c_t, A_t)$$
$$\text{s. t. } s_{t+1} = (1 - \delta)s_t + c_{t+1}$$

c_t はt期の投資、 s_t は過去の消費の蓄積を表し、 δ はその減価償却率である。各期の効用関数として、

$$v_t(c_t, A_t) = (\alpha c_t + \beta s)$$

を考える。ただし、

$$\alpha > 0, \beta < 0$$
$$0 \leq \delta \leq 1$$

を満たすとする。ここで、

$$\beta = \frac{-\gamma}{(1 - \delta)}, \alpha = 1 - \beta$$

δ を漸近的に1に近づけると下記のような効用関数を得ることができる。

$$v_t(c_t, A_t) = c_t - \gamma c_{t-1}$$

従って、各期の効用は、前期の消費水準に依存するようになる。

このモデルを前提として、児童手当の受取額を考慮に入れたモデルを考えてみると、

$$\max U = E_0 \sum_{t=0}^T v(c_t - \gamma c_{t-1})$$
$$\text{s. t. } A_{t+1} = A_t - c_t + y_t, \text{ for all } t$$

c_t はt期の投資、 A_t はt期の資産を表し、 y_t はt期の所得を表す。ただし、金利と時間選好を無視し、所得 y_t に不確実性があると仮定する。

また、 y_t は、

$$y_t = y'_t + T_t$$

で表され、 T_t が児童手当の受取額、 y'_t がそれ以外のところからくる所得だと仮定する。

さらに、消費に関してはマルチンゲール性を仮定する。すなわち、消費支出は全ての期間

において、

$$E_t c_{t+1} = c_t$$

となっている。

ラグランジアンを作ると、

$$L = \sum_{t=1}^T v(c_t - \gamma c_{t-1}) + \sum_{t=1}^T \lambda_t (A_t - c_t + y_t - A_{t+1})$$

一階条件は、

$$v'_t - \gamma E_t v'_{t+1} = \lambda_t$$

$$\lambda_t = E_t \lambda_{t+1}$$

また、

$$v(x) = ax - \frac{b}{2}x^2,$$

$$x \equiv c_t - \gamma c_{t-1}$$

ならば、

$$v'_t = a - b(c_t - \gamma c_{t-1})$$

であるから、

$$-b(c_t - \gamma c_{t-1}) + \gamma b E_t (c_{t+1} - \gamma c_t) + a - a\gamma = \lambda_t$$

$$-(c_t - \gamma c_{t-1}) + \gamma E_t (c_{t+1} - \gamma c_t) = E_t [-(c_{t+1} - \gamma c_t) + \gamma(c_{t+2} - \gamma c_{t+1})]$$

整理すると、

$$-E_t (c_{t+1} - c_t) + \gamma(c_t - c_{t-1}) + \gamma E_t (c_{t+2} - c_{t+1}) - \gamma^2 E_t (c_{t+1} - c_t) = 0$$

従って、

$$-E_t \Delta c_{t+1} + \gamma \Delta c_t + \gamma E_t \Delta c_{t+2} - \gamma^2 E_t \Delta c_{t+1} = (-1 - \gamma^2) E_t \Delta c_{t+1} + \gamma \Delta c_t + \gamma E_t \Delta c_{t+2} = 0$$

整理すると、

$$E_t \Delta c_{t+1} = \frac{(1 + \gamma^2)}{\gamma} \Delta c_t - \Delta c_{t-1}$$

となることがわかる。t+1期の消費変化率はt期及びt-1期の消費変化率に依存している。そして、t期とt-1期の消費変化率は各期における所得変化に依存する。つまり、このモデルの中において消費はマルチンゲールではなく、前期までの所得変化に依存することを示している。ここで、現実の状況を考えると、所得 y_t に占める児童手当の受取額 T_t の比率は、少額であると考えられる。現行の児童手当の支給額は、子ども一人あたり月額1万円から1万5千円の範囲である。これに比べて、日本人の平均年収は令和2年時点で433万円である。こうした状況を鑑みると、このモデルの下では、児童手当を受け取ることが、家計の消費に与える影響は小さなものであると考えられる。

(2)ラベリング仮説

「ラベリング効果」とは、給付主体がある特定の目的、(ここでは「児童手当」)の下で、家

計に現金を支給することで、家計は法律の趣旨に従ってそれらを消費するようになる、という効果である。Pollal and Wales (1997)などでは、こうした効果が存在することが実証的に示されている。

<「推定モデル」の特定化>

被説明変数には、教育関連支出を除いた家計の年間支出総額、年間の貯蓄増加額(年間の収入一年間の支出総額)、年間の教育関連支出(義務教育、高等教育に対して支払う学費、学習塾等に対する支出額、スポーツ等の習い事に対する支出額、芸術関連の習い事に関する支出額)の大きく分けて三種類の被説明変数を分析に用いることになる。

説明変数としては、児童手当の年間受取額を用い、コントロール変数として、両親の最終学歴、両親の健康状態、世帯手取り年収、現預金残高、借入金残高を用いる。

これらの変数は、全ての分析において共通している。

家計の支出総額、年間の貯蓄増加額、年間の教育関連支出、世帯手取り年収、現預金残高、借入金残高は、年間の支出額を計算した後、単位を円にして統一し、対数値を取っている。

推定式は以下の通り。

$$Y_t = \alpha + \beta_1 dad_{edu} + \beta_2 dad_{heal} + \beta_3 mum_{edu} + \beta_4 mum_{heal} + \beta_5 income + \beta_6 depo + \beta_7 borrow + \gamma jidouteate$$

この推定式に固定効果変換等を行い、推定を行う。

変数対応表は以下。

父親の学歴	dad_edu
父親の健康状態	dad_heal
母親の学歴	mum_edu
母親の健康状態	mum_heal
世帯年収手取り額	income
現預金残高	depo
借入金残高	borrow
児童手当受取額	jidouteate

<推定手法>

Pooled OLS、固定効果モデル、変量効果モデルを用いて分析を行なった。

Pooled OLS において、多重共線性を検証した結果、全ての分析において多重共線性の問題はなかった。結果は以下。(図表1)

また、Pooled OLS、固定効果モデル、変量効果モデルのいずれの結果を選択するべきかについては、F検定、Breusch and Pagan検定、hausman検定を用いて、それぞれの回帰について検証し、望ましい結果を採用した。

F検定とは、「固定効果モデルよりもプーリング回帰モデルが正しい」という仮説を献呈す

るものである。仮説が正しいといえる確率が著しく低い、すなわち仮説が棄却されれば、固定効果モデルが正しいと考える。

Breusch and Pagan 検定とは、「変量効果モデルよりもプーリング回帰モデルが正しい」という仮説を検定するものである。仮説が正しいといえる確率が著しく低い、すなわち仮説が棄却されれば、変量効果モデルが正しいと考える。

Hausman 検定とは、「固定効果モデルよりも変量効果モデルが正しい」という仮説を検定するものである。仮説が正しいといえる確率が著しく低い、すなわち仮説が棄却されれば、固定効果モデルが正しいと考える。

<推定に使用するデータ>

慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが提供している「日本家計パネル調査」、「日本子どもパネル調査」の2012年から2016年までの個票データを組み合わせて利用した。

「日本家計パネル調査」は、全国4000世帯、20歳以上の男女7000人を対象に2004年から調査が行われており、就業状態や貧困動態、家計資産等に着目して多岐にわたるデータを収集しており、質、量ともに日本においては類を見ない優れたマイクロ・パネルデータセットとなっている。全国を地方・都市階級で24層に層化して標本数を人口で比例配分し、住民基本台帳を利用して各地点に一定数のサンプルを抽出する層化二段階無作為抽出法により選定され、継続的な回答を得ている。本データは、家計の所得や資産、個人特性などを包括的に含んだマイクロ・パネルデータセットとなっており、本研究に最適なデータセットであると考えた。

「日本子どもパネル調査」は、2010年より「調査年の3月末時点で小中学生の子どもとその保護者」、2016年より「調査年の3月末時点で小学校入学までの期間が四年以下である就学前の子どもを持つ保護者」を対象に、「日本家計パネル調査」に回答した世帯に追加的に調査を行う形で集計されている。2010年から2014年までは毎年調査が行われ、2014年からは2年に1回の頻度で調査が行われている。調査項目としては、小中学生の子供を対象とした「子ども票」と「親票」に分かれている。「子ども票」では独自の算数、国語・推論の基礎学力テストと、学校と学びや生活に関するアンケートに子ども本人が回答している。「親票」では保護者が教育環境や子育て・子どもの行動に関するアンケートに回答している。本研究では、親票に含まれる「子どもに対する教育関連支出の額」に対する質問の結果得られた、「学校外での習い事」に対する支出額を用いている。これらは、芸術、スポーツ、学習系、その他、と細かい内訳に関するデータが入手可能であり、従来のデータと比べて教育関連支出の動向をより詳細に把握できるようになっている。

本研究においては、全世帯を対象としたデータセット、高所得世帯（手取りの世帯年収額が、データセットの第三四分位数以上のサンプル）のみで構成されたデータセット、低所得世帯（手取りの世帯年収額がデータセットの第一四分位数以下のサンプル）のみで構成されたデータセットの三つのデータセットを作成し、それぞれ分析を行なった。低所得層と高所

得層で、消費行動の違いを比較し、近年議論となっている資力制限の是非を検討するためである。

なお、全世帯を対象としたデータセットのサンプル数は 1566、高所得世帯を対象としたデータセットのサンプル数は 399、低所得世帯を対象としたデータセットのサンプル数は 392 となっている。

本研究においては、分析にしようとする全てのデータが揃ったサンプルを対象として分析を行なったが、欠損値処理においては多重代入法を用いるなどの処理を検討しても良かったかもしれない。今後の研究の課題点としたい。

分析に用いた変数の記述統計量は以下に示す。(図表 2)

<推定結果の提示>

本稿では、大きく分けて三種類の被説明変数（消費、貯蓄、教育投資）に対して、児童手当が与える影響を検証した。(詳細な結果は以下の図表 3)

まず、消費支出に関してであるが、全世帯、高所得世帯、低所得世帯いずれの世帯においても、児童手当の給付が消費を変化させる有意な結果は得られなかった。これは、理論モデルと整合的な結果である。児童手当の受取額は、多くの世帯にとって年収よりも極めて少額であるため、児童手当を受け取ったことによる家計所得の変化はごく小さく、従って、各期の消費水準にも影響を与えなかったのだと考えられる。

また、貯蓄に関してであるが、全世帯、低所得世帯のサンプルでは児童手当を受け取ることによる貯蓄への影響は有意に出なかったのに対し、高所得世帯のサンプルでは、児童手当が 1% 増えるごとに、2%~3% 程度貯蓄額を増やすという結果が有意に出ている。児童手当の給付によって増える貯蓄額はごく少額であるが、高所得世帯においては、一般の世帯と比べて、通常の所得に占める児童手当の割合がさらに少額であるため、消費支出額を変化させる効果は少なく、貯蓄額が変化するのではないかと考えられる。

次に、教育投資額に関してであるが、義務教育、高等教育に対して支払う学費は、ほとんどすべての世帯で有意な結果が出なかった。児童手当の受け取りは、家計が支払う学費には大きな影響を与えていないことがわかる。しかし、低所得層においては、児童手当の受取額が 1% 増えるにつれて、学費への支出が 6% 低下するという結果が出ている。これは、低所得世帯においては、児童手当を受け取る額が増える、すなわち子供の数が増えるほど、学費の安い学校に行かせようとするのが原因ではないかと考えられる。

一方習い事に着目してみると、児童手当は、学習系の習い事に対する支出に有意に影響を与えていることがわかる。具体的には、全サンプルにおいて、児童手当受取額が 1% 増えるごとに、学習系の習い事に対する支出は 20% 増える。高所得世帯サンプルにおいては、児童手当受取額が 1% 増えるごとに、学習系の習い事に対する支出は 25% 程度増える。また、低所得世帯においては、児童手当の受取額が 1% 上昇すると、30% 程度学習系の習い事に対する支出が増える。

また、スポーツ系、芸術系の習い事に対する支出にも影響が見られる。全サンプルにおいては、児童手当の受取額が1%増えるごとに、スポーツ系の習い事に対する支出は20%、芸術系の習い事に対する支出は14%程度増加する。また、高所得世帯においては、児童手当の受取額が1%増えるごとに、スポーツ系の習い事に対する支出が32%、低所得層においては20%増えることが判明した。

これらの習い事に対する結果は、児童手当のラベリング効果によるものではないかと考えられる。

<推定結果をめぐる解釈>

本稿で得られた結果は、大きく三つに分けられる。一つ目は、児童手当は家計の教育費以外の支出額に影響を与えていないことである。二つ目は、高所得世帯において児童手当は貯蓄を増加させる効果が存在していたことである。三つ目は、児童手当はどの世帯においても子どもへの教育投資を促進する効果があったことである。

一つ目の結果は、習慣形成仮説と整合的である、ということである。すなわち、児童手当は家計の年間所得と比べて著しく低い額であるため、消費を変化させる効果はごく小さいのではないかと、という仮説が支持されたことになる。また、三つ目の結果は、ラベリング効果と整合的な結果である。すなわち、給付主体が「児童のため」と銘打って家計に現金を支給することで、家計は法律の趣旨に従ってそれらを児童のために消費するようになる、という仮説が支持されたことになる。ただ、その影響額の大きさ自体は小さいものであることに注意する必要がある。今回のサンプルとなった世帯における習い事への支出額は、月平均6000円から7000円であり、それが30%増加したところで、2000円程度が追加的に支出されるに過ぎない。これを年単位に修正すると24000円であり、児童手当の受け取り総額の10分の1程度に過ぎない。消費されなかった児童手当の残りは、教育投資以外の消費や貯蓄に回されているのではないかと考えられる。本研究では、教育費以外の支出総額と現預金残高のみにしか分析を行っていないため、消費項目や、貯蓄項目の内訳をより詳細に分析する必要がある。

二つ目の結果は、高所得世帯においては、児童手当は一部が子どもへの教育支出に使われるものの、それ以外は貯蓄に回っている可能性があることを示唆している。この結果を踏まえて、高所得世帯においては、児童手当による収入は微々たるものであり、その消費行動をほとんど変化させず結果として貯蓄が増加しているという仮説が立てられる。実際に、児童手当が習い事への支出額に与えた影響を高所得世帯と低所得世帯で比較すると、児童手当が1%増えるごとの習い事への支出の増加額は、低所得世帯の方が5~10%程度多いという結果になっている。これは、高所得者層への児童手当の給付に資力制限を設け、低所得層へ手厚く児童手当を給付するような政策を、部分的に支持する結果であると考えられる。ただ、児童手当に対する資力制限の是非には、消費項目や、貯蓄項目の内訳をより詳細に分析するなど、今後も詳細な検討が必要になると考えられる。

<政策的含意>

上記三つの結果から得られる政策的含意として、以下の二点が考えられる。

(1) 児童手当は、その政策目的を部分的に達成している。

本研究において、児童手当の支給は、学習塾やスポーツ、芸術系の習い事に対する支出を15～30%程度増やす効果が存在することが示された。これは、「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的」としている児童手当の政策目的と合致する結果であると考えられる。ただ、平均的な家計で見ると、児童手当給付額のうち、教育費として支出されたのは10%程度に過ぎないと考えられ、絶対額で見るとその影響は小さいことに留意したい。

(2) 児童手当に対する資力制限は、部分的に支持される。

高所得世帯においては、児童手当の受取が有意に貯蓄額を増加させること、高所得世帯と比べて、低所得世帯の方が児童手当の給付に対する教育費支出の反応が大きいことから、高所得世帯においては、児童手当の多くが貯蓄に回っており、家計消費にほとんど影響を与えていないと考えられる。これは、高所得層に対する資力制限を設け、低所得層に手厚く児童手当を支給する政策を、部分的に支持するものであると考えられる。

より精緻な分析は今後の課題としたい。

<謝辞>

本稿は、深澤映司先生・小川光先生お二人の1年間にわたるご指導のもと、書き上げることができました。

深澤先生には、実証分析面から実際の論文執筆まで、幅広くアドバイスを頂き、小川先生には理論・実践両面のご指導は勿論のこと、鋭い視点から自分が持ちえなかった分析方法を示していただきました。また、他班の発表やそれに対するフィードバックからも、さまざまな示唆をいただいたと思います。旧友の皆様にも感謝しております。

最後に、改めて感謝の言葉を述べさせていただきます。ありがとうございました。

図表 1 多重共線性の確認

	全世帯	高所得世帯	低所得世帯
年間支出	2.01	2.64	1.82
年間貯金額	2.17	2.75	2.09
学費	2.02	2.66	1.83
習い事：スポーツ	2.01	2.81	1.81
習い事：芸術	2.02	2.90	1.81
習い事：学習	2.01	2.81	1.79

(mean VIF)

いずれの変数についても、重大な多重共線性が生じているものはなかった。

図表 2 記述統計量

平均

	全世帯	高所得世帯	低所得世帯
年間支出	3683709	4668180	2925490
年間貯金額	1497447	3615454	-351433.7
学費	11808.38	13393.45	10441.99
習い事に対する支出 (スポーツ系)	2498.423	2814.113	1947.987
習い事に対する支出 (芸術系)	1665.285	1873.674	1083.52
習い事に対する支出 (学習系)	2584.718	3014.13	2130.918
父親の学歴	3.189	3.378	2.869
父親の健康状態	2.412	2.283	2.448
母親の学歴	4.740	5.238	4.415
母親の健康状態	2.702	2.456	3.272
世帯年収手取り学	5181156	8283634	2574056
現預金残高	4713078	8620526	2219362
借入金残高	10597190	13541600	6846939
児童手当受取額	225619.4	186416	270535

単位は全て円（両親の学歴、健康状態は除く）

習い事に対する支出は、それぞれ一月当たりの値となっている。

分散

	全世帯	高所得世帯	低所得世帯
年間支出	3.240843×10^{12}	6.637700×10^{12}	1.246798×10^{12}
年間貯金額	6.062360×10^{12}	9.893840×10^{12}	1.535979×10^{13}
学費	3.558409×10^8	3.446652×10^8	2.069105×10^8
習い事に対する支出 (スポーツ系)	1.895412×10^7	1.562114×10^7	2.298150×10^7
習い事に対する支出 (芸術系)	1.386598×10^7	1.390741×10^7	7.605537×10^6
習い事に対する支出 (学習系)	2.839256×10^7	3.120468×10^7	2.314255×10^7

父親の学歴	1.705	1.381	1.893
父親の健康状態	8.623	7.160	0.974
母親の学歴	1.192	1.421	94.02
母親の健康状態	2.051	1.213	4.081
世帯年収手取り学	6.233877×10^{12}	6.022853×10^{12}	1.004567×10^{12}
現預金残高	5.573394×10^{13}	1.028059×10^{14}	1.535979×10^{13}
借入金残高	1.603539×10^{14}	2.581136×10^{14}	1.052425×10^{14}
児童手当受取額	2.592482×10^{10}	1.657632×10^{10}	4.359895×10^{10}

中央値

	全世帯	高所得世帯	低所得世帯
年間支出	3360000	4152000	2748000
年間貯金額	1399000	3620000	-86000
学費	6500	7000	6000
習い事に対する支出 (スポーツ系)	0	0	0
習い事に対する支出 (芸術系)	0	0	0
習い事に対する支出 (学習系)	0	0	0
父親の学歴	3	3	2
父親の健康状態	2	2	2
母親の学歴	3	4	3
母親の健康状態	3	2	3
世帯年収手取り学	4910000	7500000	3000000
現預金残高	2000000	5000000	860000
借入金残高	6200000	9700000	1000000
児童手当受取額	200000	120000	240000

単位は全て円（両親の学歴、健康状態は除く）

相関係数

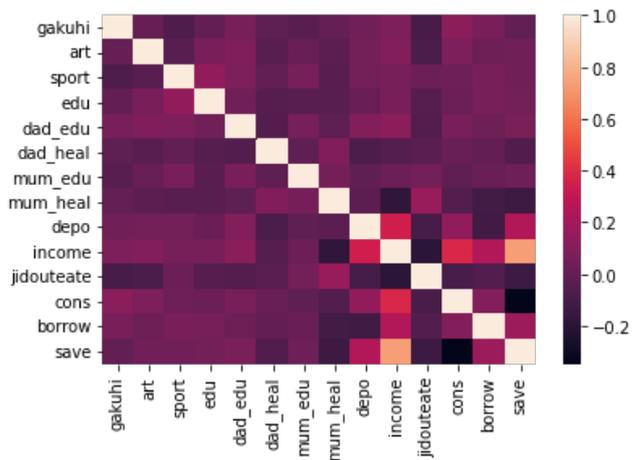
下の図は、色の明度が上がるほど、変数同士の相関が強いことを示している。

変数名と対応表は以下の通り。

年間支出	cons
年間貯金額	save

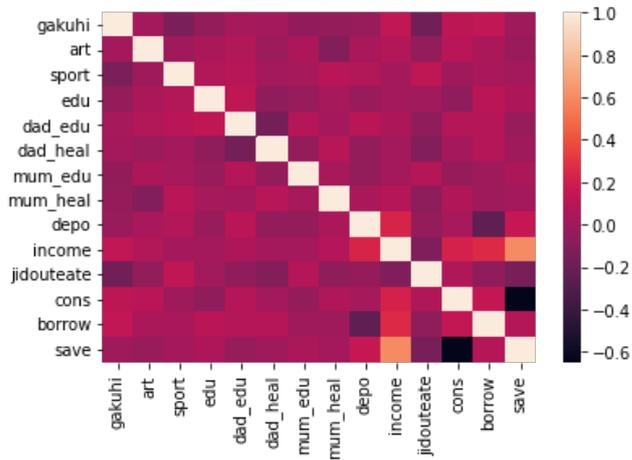
学費	gakuhi
習い事に対する支出（スポーツ系）	sport
習い事に対する支出（芸術系）	art
習い事に対する支出（学習系）	edu
父親の学歴	dad_edu
父親の健康状態	dad_heal
母親の学歴	mum_edu
母親の健康状態	mum_heal
世帯年収手取り学	income
現預金残高	depo
借入金残高	borrow
児童手当受取額	jidouteate

全世帯



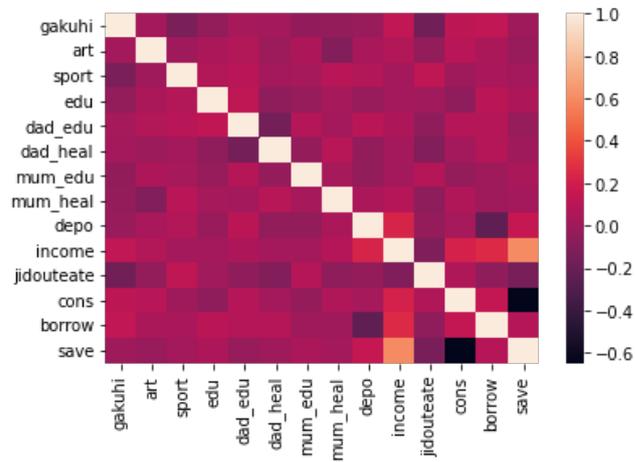
(色の明度が上がるほど、相関係数が高い)

高所得世帯



(色の明度が上がるほど、相関係数が高い)

低所得世帯



(色の明度が上がるほど、相関係数が高い)

いずれの変数同士の相関係数も、0.4程度に収まっていた。

図表 3 結果

結果 1 : 全世帯

	年間支出(固)	年間貯金額(変)	学費(固)
児童手当受取額	-0.0004497 (0.0047517)	0.0119092 (0.0148875)	-0.0141588 (0.030758)

	習い事：スポーツ系 (固)	習い事：芸術系(固)	習い事：学習系(変)
児童手当受取額	0.2063065** (0.1024751)	0.1436309* (0.081281)	0.1937354*** (0.0747621)

結果 2 : 高所得世帯

	年間支出(変)	年間貯金額(P)	学費(変)
児童手当受取額	0.0013463 (0.0075022)	0.0281634** (0.0142254)	-0.0449539 (0.0329924)

	習い事：スポーツ系 (固)	習い事：芸術系(変)	習い事：学習系(変)
児童手当受取額	0.3222825* (0.1807916)	0.0352975 (0.1228133)	0.2414597* (0.1366942)

結果 3 : 低所得世帯

	年間支出(変)	年間貯金額(P)	学費(P)
児童手当受取額	-0.0041278 (0.0068334)	0.0396262 (0.0443333)	-0.0612468*** (0.0218125)

	習い事：スポーツ系 (変)	習い事：芸術系(変)	習い事：学習系(変)
児童手当受取額	0.2092804* (0.1258072)	0.0215528 (0.1015948)	0.3044619** (0.1345929)

OLS 推定の結果においては、不均一分散に頑健な標準誤差を使用

()内は標準誤差、*、**、***はそれぞれ 10%、5%、1%で有意であることを示す。

<参考文献>

1. Gary S. Becker and H. Gregg Lewis(1973) “On the interaction between the Quantity and Quality of Children”, *Journal of Political Economy*, Vol. 81, No. 2, pp. S279-S288
2. Lundberg, Shelly J., Robert A. Pollak, and Terence J. Wales(1997) "Do Husbands and Wives Pool Their Resources? Evidence from the United Kingdom Child Benefit," *Journal of Human Resources*, 32(3): 463-480.
3. Kevin Milligan (2005) ”Subsidizing the Stork: New Evidence on Tax Incentives and Fertility”, *The Review of Economics and Statistics*, vol. 87, issue 3, pp.539-555
4. Reagan Baughman and Stacy Dickert-Colin(2009) “The earned income tax credit and fertility”, *Journal of Population Economics*, vol. 22, issue 3, pp.537-563
5. Ghazala Azmat and Libertad Gonzalez(2010) “Targeting fertility and female participation through the income tax”, *Labour Economics*, vol. 17, issue 3, pp.487-502
6. Alma Cohen, Rajeev Dehejia and Dmitri Romanov (2013) ”Financial Incentives and Fertility” , *The Review of Economics and Statistics*, vol. 95, issue 1, pp.1-20
7. Regina Riphahn and Frederik Wijnck (2017) ”Fertility effects of child benefits” *Journal of Population Economics*, Vol. 30, Issue 4, No 4, pp.1135-1184
8. Anna Raute(2019) “Can financial incentives reduce the baby gap? Evidence from a reform in maternity leave benefits”, *Journal of Public Economics*, vol. 169, issue C, pp.203-222
9. 小林淑恵(2011) ”児童手当の家計への影響”, *社会保障研究 / 国立社会保障・人口問題研究所 編 = Journal of social security research / National Institute of Population and Social Security Research* 47 (1), 67-80, 2011
10. 宇南山卓(2011) ”児童手当が家計消費に与えた影響”, *RIETI Discussion Paper Series* No.11-J-021
11. 内閣府子ども・子育て本部 「令和2年度児童手当事業年報」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/pdf/r02_nenpou/zentai.pdf
9. 内閣府 「平成18年版少子化社会白書」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2006/18webhonpen/html/i1313100.html>
10. 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 「令和三年児童手当見直しに関する全国説明会資料」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r030901/pdf/s1.pdf>
11. 山口慎太郎(2021) 『子育て支援の経済学』, 日本評論社, 292p
12. 西山慶彦、新谷元嗣、川口大司、奥井亮(2019) 『計量経済学』, 有斐閣, 726p
13. 江口隆裕(2011) 『「子ども手当」と少子化対策(社会保障・福祉理論選書)』, 法律文化社, 258p

14. 阿部修人(2011)『家計消費の経済分析(一橋大学経済研究叢書 59)』, 岩波書店, 203p